

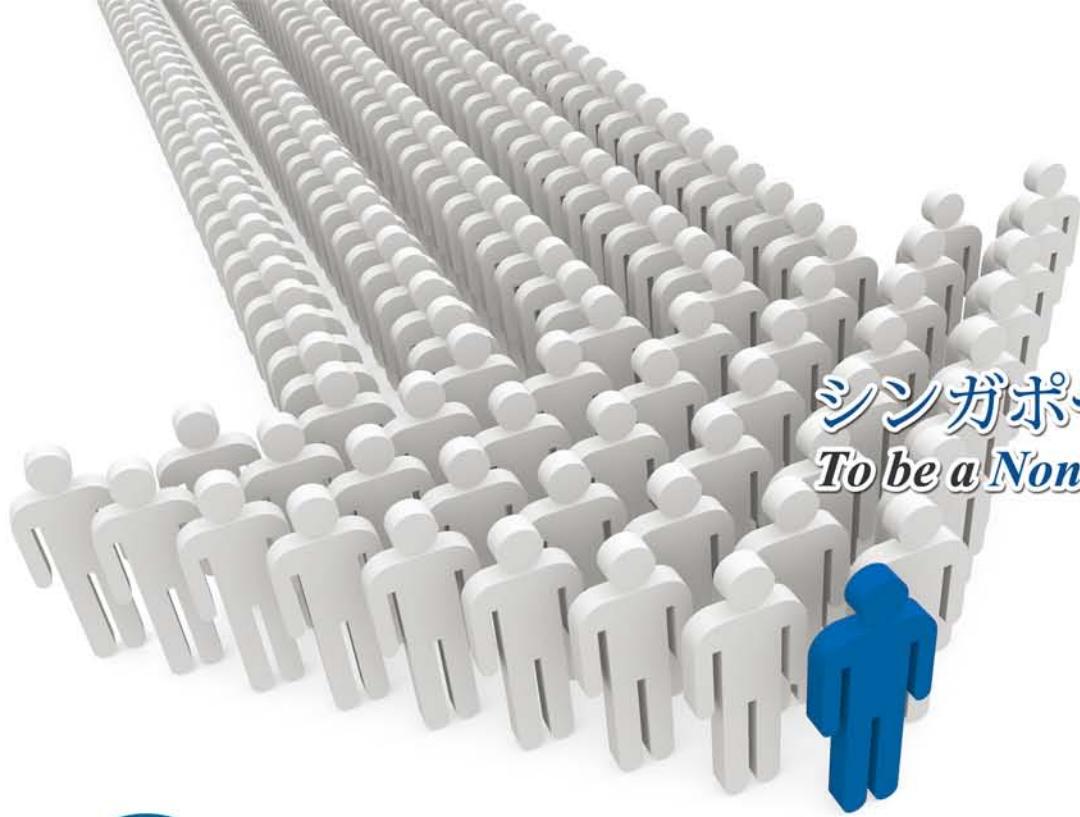
# SINGAPORE



非居住者のなり方とその効果



CULES INTERNATIONAL PTE LTD.



## シンガポール非居住者のなり方とその効果 *To be a Nonresident of Singapore and the Effectiveness*

こんちは！

この度はE-BOOK「シンガポール非居住者のなり方とその効果」の資料請求誠にありがとうございます。

私は今シンガポール在住し海外に興味がある方！！海外に夢がある方！！を対象にシンガポールの現地情報を発信しています。シンガポールの美観や観光などは当然誰でもご存じかと思いますが、金融に関して今はアジアNo.1と言われ世界からお金が流れています。このE-BOOKでは、なぜ世界中にあるタックスヘイブンの中からシンガポールが選ばれるのか？世界の富裕層がなぜ永住権を取るのか？なぜ生まれ育った所から非居住者になるのか？

また、その効果とは？このご案内をしていきたいと思います。



SINGAPORE

PERMANENT  
RESIDENCE



CULES  
INTERNATIONAL

# なぜ世界中の人がシンガポールを見据えているのか? タックスヘイブンの国では何が行われているのか?

**シ**ンガポールの永住権は世界各国と比べてみて  
も非常に高いです。永住権を即取得したい場合には  
1000万SGD=6億円以上銀行に預金しておかなければ  
なりません。このビザこそ他国でいうリタイヤ  
メントビザです。  
しかもこのお金はシンガポールの銀行に拘束され原  
則引出は不可能。住宅購入資金として200万SGDの  
引出しが許されます。

6億円という大金を拘束されてまで、なぜ永住権、  
または日本の非居住者になりたいのか?





Singapore  
Marina Bay Sands Hotel

個人所得税比較表

	シンガポール	日本
所得税	最高税率 20%	最高税率 40%
住民税	無い	10%
最高税率	20%	50%

その差なんと30%!!

この表を見て頂ければわかるようにシンガポールと日本では税制があまりにも違いすぎます。

正しく使われていない税金に対して、はやり富裕層は不満を持ち、これからもどんどんシンガポールに投資や企業する人が増えてくるでしょう。

では具体的にシンガポールには、  
どのようなVISAの種類がありどのような効果が得られるのかを検証してみましょう！

### 1、就労許可証

Employment Pass(以下EPという) EPは通常管理職の方に発行されるVISAです。会社に例えたら社長や役員さんなどに発行されるのがEPと言われているVISAです。社長さん役員さんと聞くと大きい会社イメージがありますが、会社規模の大きさの問題はありません。ただし新規での会社を企業する場合は資本金は100,000SGD以上をお勧めします。資本金が多ければ多程スタッフなどのビザが下りやすくなります。

(会社の設立の流れなどはまた別のE-BOOKで解説させて頂きます。)

そしてこのEPの特徴は給料によって3段階に分かれている事です。

P1パス 固定給 8,000SGD以上・・・専門家、経営者、エクゼクティブ、スペシャリスト

P2パス 固定給 4,500SGD以上・・・専門家、経営者、エクゼクティブ、スペシャリスト

Q1パス 固定給 3,000SGD以上・・・認識された資格

このように3つの種類に分かれています。

2012年1月以前は P1で7,000SGD、P2で3,500SGD、Q1で2,000SGDでしたが、最近は外国人の人口がシンガポーリアンより増えている事を理由に規制が入りました。

さらに厳しくなる未透視で日本人の場合は一定の大学卒(噂だと六大学)でないと今年から許可を出さない、と言われています。

犯罪履歴がないという証明書なども検討していると言われていますので、検討中の方は急いで取った方が良いかと思います。

またP1 P2は、家族帯同許可証、長期滞在許可証の申請ができるので、家族をシンガポールに呼ぶ事が可能になります。

### 2、永住権

Permanent Residence(以下PRという) 俗にこちらでいわれる PR が永住権にあたります。永住権を取得するにはEPを何度も更新して永住権の申請をすればEP→PRに変ります。(この永住権の場合は仕事をしている事が条件の永住権です。)

しかし富裕層は一発で取得することを心みます。

### 3、永住権パート2 MAS金融投資スキーム

先ほどもなんどか村上さんを例に出させて頂きましが超富裕層が取る永住権は MAS金融投資スキーム この形で世界の富裕層は永住権を取得します。

## MAS金融投資スキームを取る資格

1・個人資産が2000万SGD(2012年2月現在約60円で換算。12億円)相当以上の個人資産を持っている方。

もちろんシンガポール国内という意味ではなく世界どこでもいいです。

20億円以上の資産を持っていることが第一条件です。

2・MASが認めたプライベートバンクにFIS用口座を開設して預金をすること。

この預金額がビックリです。1000万SGD、6億円以上を預金しなければならない。

しかも、この預金は永住権がある間ずっとプライベートバンクに拘束されます。

メリット・・・2倍までのレバレッジ投資が可能。

ここでレバレッジとは何か?

FIS用口座に預金してある額面の2倍まで投資ができます。

つまりFISとはシンガポール金融庁が認めたプライベートバンクのこと。

その口座に永住権を取得するために1,000万SGDを預金したとしたらそのプライベートバンクは、ほぼ同額の1000万SGDを融資してくれます。

つまり2000万SGDで投資ができるのです。

永住権を取得するために1000万SGDを拘束されるのですが、2倍のレバレッジを効かせた投資は可能です。

そしてこの投資によって利益を出した場合は、その利益分は出金が可能です。



## MAS金融スキームの仕組み

## MAS金融スキームの仕組み

1000万SGDをFIS口座に預けます



永住権取得



レバレッジを効かせ  
1000万SGDを融資してもらい  
2000万SGDで投資



1000万SGDの運用利回り5%なら50万SGD(約3000万円強)  
2000万SGDの運用利回り5%なら100万SGD(約6000万円強)  
 $100\text{万SGD} \div 1000\text{万SGD} = \text{運用利回り } 10\%$   
(1000万SGDは1.5%で借りているのでマイナス150万SGD)  
 $100\text{万SGD} \div (1000\text{万} - 1,5\%) = 850\text{SGD} = \text{運用利回り } 8.5\%$

## お分かり頂けましたか?

1000万SGDの債権利回りが5%だった場合は手残り50万SGDでレバレッジを効かせた場合の融資利息を差し引いて850SGDとなる。  
このような仕組みで安全に資産を増やすことが可能です。

P8の図は実際の銘柄と利回り実績です。3.12%から8.84%の配当利回りで日本の銀行に預けるよりリターンがいいことが証明されています。

6億の資産がいきなり12億の資産になって投資効率を高める。  
シンガポールならではの永住権取得スキームです。

※永住権取得に関係なく1億円から同等のスキームができます。

## MAS金融投資スキームを取る資格

## 3、追加補充の義務はない

永住権取得のために1000万SGDをFISの口座に入れて投資をおこなった。為替リスクや運用成績の悪化によって1000万SGDの資産が目減りした場合追加補充の義務はありません。また先ほどの言いましたが、運用利益に関しては自由に出金できます。

## 4、不動産購入資金として一部出金可能

一部不動産の購入資金として出金が認められています。

その額は200万SGD。

日本円に換算して約1億2000万円。

ここシンガポールでは、1億2000万円では、1ベットルームのコンドミニアムしか買えません。(一等地の場合)

なので富裕層からしてみたら、1億2000万円は単なる頭金でしかありません。

そして自宅購入資金としてのみ出金が可能です。

こちらのコンドミニアムは最低2億ださないと優良な物件には出会えません。

セントーサコープでは一戸建て高級住宅が並んでおりますがどれも最低10億円します。

それだけシンガポールでは不動産価格が上昇しています。

## 5、追加金が必要

申請時に21歳以上の未婚のお子様が含まれる場合は、なんと追加金額500万SGDが必要。

日本円にして3億円以上。これはまたビックリした金額です。シンガポール政府はかなりの強気です。

◆個人資産が2000万SGD以上あること

◆最低1000万SGDをシンガポール金融庁が認めたプライベート銀行のFIS用口座として預金する事

この永住権こそ他国でいうリタイヤメントビザ！

富裕層しか取れない究極のリタイヤメントビザ！

富裕層にとっての楽園天国です！！

債権銘柄利回り例 平均利回り：5.32%



銘柄	格付け	利回り	銘柄	格付け	利回り
TEMASEK FINANCIAL [シンガポール・テマセク]	Aaa	3.12%	STAND CHART [スタンダードチャータード]	Baa2	6.94%
TAQA ABU DHABI NATIONAL [タカ・アブダビ]	A3	3.26%	GE CAP AUSTRALIA [GEキャピタル]	Aa2	5.53%
AUST & NZ BANKING GROUP [ANZ銀行]	Aa2	3.94%	BMW [BMWファイナンス]	A3	5.68%
EXPORT-IMPORT BK KOREA [韓国輸出入銀行]	A1	4.00%	HSBC [HSBC銀行]	Aa2	6.34%
PETROBRAS INTL FIN CO [ペトロブラス]	A3	4.01%	RABOBANK NEDERLAND [ラボバンク]	Aaa	6.98%
BANK OF AMERICA CORP [バンクオブアメリカ]	A2	4.07%	OPTUS FINANCE[オプタス通信]	Aa3	3.69%
KOREA GAS CORP [韓国ガス]	A1	4.12%	ENI [エニ炭化水素公社]	Aa3	3.82%
GENERAL ELEC CAP CORP [GE]	Aa3	4.15%	NOMURA Intl Plc [野村インターナショナル]	A-	4.00%
BNP PARIBAS [BNPパリバ]	Aa2	4.31%	RABOBANK NEDERLAND [ラボバンク]	Aaa	6.30%
POSCO [ポスコ鉄鋼]	A3	4.34%	UBS [UBS銀行]	Baa3	6.34%
GOLDMAN SACHS [ゴールドマンサックス]	A1	4.43%	Deutsche bank [ドイツ銀行]	BBB	6.84%
ALCOA INC [アルコア]	Baa3	4.53%	TEMASEK [シンガポール・テマセク]	Aaa	3.95%
STANDARD CHARTERED [スターチャン]	A1	4.66%	GOLDMAN SACHS [ゴールドマンサックス]	A2	5.05%
WOORI BANK [ウリィ銀行]	A2	4.96%	SMFG [三井住友銀行]	Ba1	7.94%
BARCLAYS BANK PLC [バークレーズ]	Baa1	5.35%	DBS Bank Ltd [DBS銀行]	A2	4.40%
NOBLE GROUP LTD [ノーブルグループ]	Baa3	5.40%	ASIA [アジア開発銀行]	Aaa	7.74%
HSBC FINANCE CORP [HSBC]	Baa1	5.43%	EIB [欧州投資銀行]	Aaa	8.84%
MUFG CAPITAL [三菱東京UFJ]	Ba1	5.90%	RABO BANK [オランダ・ラボバンク]	Aaa	7.05%
CSG [クレディスイス]	Baa3	6.73%	RENTEN BANK [ドイツ農林金融公庫]	Aaa	8.10%

では具体的にシンガポールには、  
どのようなVISAの種類がありどのような効果が得られるのかを検証してみましょう！

企業ビザ

家族ビザ

ワーキングホリデー

学生ビザ



上記のように数多いVISAの種類があります。

ちなみに私の取得しているビVISAは就労ビザP1に当たります。

これを取得する事によって家族などの長期滞在(6か月)のビザは取得する事ができます。

先ほどから言っている永住権ビザですが何も6億円、銀行に払って永住権を即取得する必要はありません。

6億円はやはりごくごく一部の人々に限られてしまいます。

超富裕層でない人は、就労ビザEPを何度か更新する事によって、永住権に変える事が十分可能です。

ただしこの永住権は、ちゃんと職に就いてないとダメです。



勤める所がない！ 勤めるのは嫌！ なら自分で作りましょう！！

## ◇ 永住権を会社スキームとして取得する手順

6億円も銀行に拘束されるのはちょっと高すぎます。

この6億円を担保に6億借入をして、12億円でファンドへの投資ができる。

実際に預託金額は6億円、実質の投資は12億円！

レバレッジ2倍の投資の財源がになるとはいえた“拘束される”という言葉がどうも聞こえが良くない。  
なにか方法はないのか・・・？

CULES

- 1 会社を設立します
- 2 資本金で投資をします。
- 3 会社から給料をもらう。
- 4 シンガポール政府に給料の納税  
法人税も納税
- 5 数回、ビザ更新を繰り返す
- 6 永住権取得可能に！！



勤める所がない！ 勤めるのは嫌！ なら自分で作りましょう！！

どうしても永住権が欲しい方、または日本の非居住者になりたい方は会社設立のスキームが一番かと思われます。

しかしみなさんが一番勘違いをしやすい事、

ビザ取得と日本滞在

これでは意味が違います

ビザを取得しても日本に183日以上住んでいたら全く意味がありません。国税局はいくらビザを取得しても日本にいる実態があった場合、非居住者として認めません。しかも今は東日本大震災の復興の影響で今まで辛うじて免除されていた事も免除されないケースが多くなる事が予測されます。よって万全な体制で臨むことが重要です。

そこで具体的にどのようにすれば日本の非居住者になれるのか？

また非居住者とは本当はどんな意味なのか？

### 基本3原則

- ① 日本の住民票を外す事
- ② 日本に183日以上滞在しない
- ③ ビザを取得する

この3つをやらないと税務署は日本の非居住者と絶対に見なしません。

1つでも欠けていたら、あなたは日本の税金から逃れられません。

世の中そんなに甘くないという事です。

※日本から利益が発生する場合、非居住者でも税から逃れることはできません。



では①から③を順番に解説していきます。

## 1 日本の住民票を外す

日本の住民票を外すのは簡単です。最寄の市役所に行って

『海外に住むので住民票を外したいです』というだけで簡単に外せます。用紙に記入するだけです。

ここで気になるのは保険と年金です。当然私は経験者なのでシンガポールに行く前にすべて調べあげました。

◆国民年金は強制的に払わなくていい事になります。

◆厚生年金は払いたければ払ってもいい

※当然保険を外した場合は時々日本に帰ってきて風邪など引いた場合はすべて自費です。

## 2 日本に183日以上滞在しない

住民票は外しただけで非居住者とはいいません。勘違いする方も多いです。その後183日以上海外に出る事が条件です。

逆に183日以上日本にいたら非居住者として認められません。税を逃れるためにビザを持たないで海外旅行をしているような方は183日以上日本に居住しなくとも非居住者として認められません。しっかり目的地に目的があって居住していることが認められないダメです。会社をシンガポールでもってビザも取得している。これは立派な理由になりますね。

## 3 VISAを取得する

私は全部税務署でききました！

すべてに実態がないとダメです！

嘘はダメです！

それには3つ目にVISA取得も必要のアイテムです。シンガポールで就労VISA EP

を持っている！これが証拠になるわけです。先ほども言いましたが、日本の税金から逃れたい為に、183日海外旅行にいってくる！これではダメです！

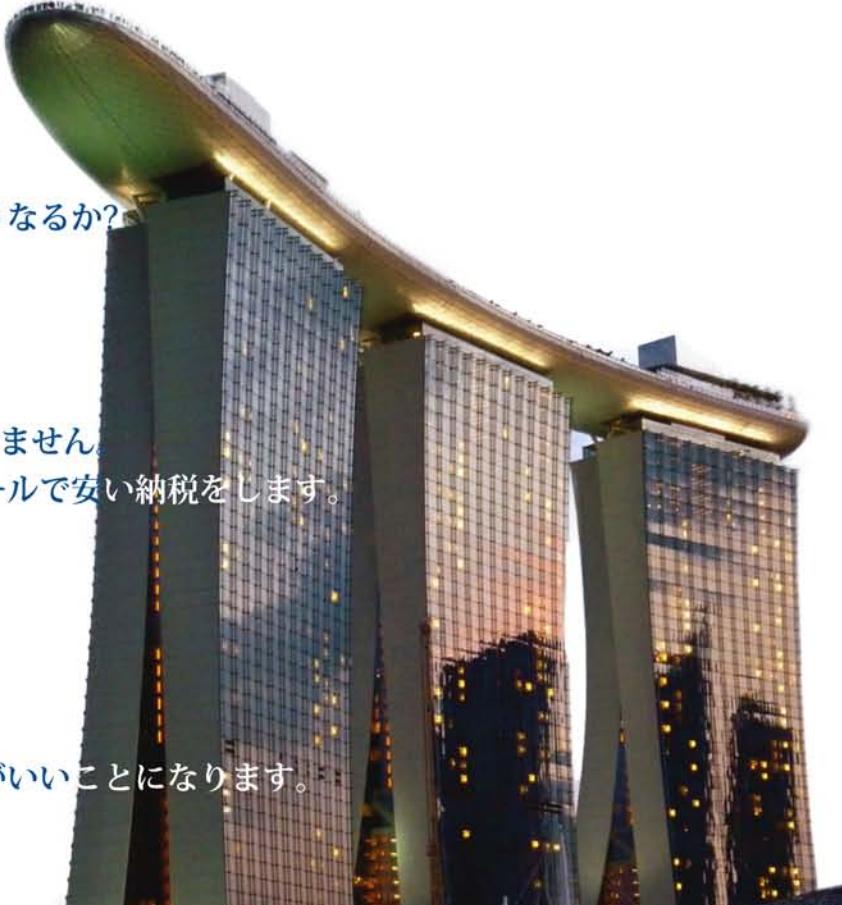
会社役員は20%、サラリーマンは0%



SINGAPORE



Permanent  
Residence



CULES  
INTERNATIONAL

給料は2000万程もらっている会社の社長。

ギリギリでMAXの税金が掛かります。

優秀な社員のお蔭で会社に出社しなくても給料がもらえる人。

この人がシンガポールに行って日本の給料をシンガポールでもらおうとしたらどうなるか?

シンガポールの安い税率でいいのか?

答えは NO

会社役員は、年収300万でも年収3億でも、日本で固定源泉20%は払わないといけません。

しかし、サラリーマンの場合は現地納税。日本で源泉を引かれません。シンガポールで安い納税をします。

あっ!あなた今こう思いましたね!!!

『じゃ、女房とか兄弟を社長にして俺は平社員になろうか・・・?』

これも無理です。一番給料がいいのが平社員。実態がおかしいですね!

サラリーマンの場合タックスヘイブンの国に転勤したら日本国内勤務より手取りがいいことになります。

うれしい転勤ですね!!

## シンガポールの非居住者のなり方

どうですか?シンガポールの非居住者のなり方は?

究極は永住権ですが、ここシンガポールでは永住権と言っても実は金融スキームを使った永住権でも5年ごとの更新です。

一生という訳ではありません。

皆さんに何を期待してこのE-BOOKを請求したのか?人それぞれですが、基本日本人が税金から逃れるのは非常に壁が高いです。

良くわたしへのお問い合わせで簡単に考えている方が非常に多いです。

良くシンガポールに法人を作つて節税したい!という方が多いです。“節税”と発言する方はまず脱税を頭に描いています。

シンガポールだろうがマカオだろうが日本にタックスヘイブン租税法がある限り無理です。タックスヘイブン租税法もことを知らないペーパーカンパニーを作りたがる方が非常に多いです。

私達は節税の為ご案内ではなく常に攻撃的にシンガポールでビジネスをする!このような方にサポートをしております。

日本の税金が高い→節税=脱税、ではなく

日本の税金が高い→シンガポール効率よくもっと稼ぐ!

これが理想ではないでしょうか?

非居住者のなり方は節税や脱税に書かれたE-BOOKではありません。シンガポールに夢を託す方に作られたE-BOOKです。

何度も言うようですが、非居住者になれば日本の税からは完全に逃れられるわけではありません。日本で生まれる収入があった場合は逃れられません。日本で生まれた収入は日本で申告しなければなりません。

例えば不動産家賃収入、配当収入、ネット販売での収入。このような収入も日本で生まれる利益や売上げなので非居住者になっても日本が納税地です。

不動産家賃収入の場合は、シンガポール法人で買取り家族全員がシンガポールに引越す。これができるばいいのですが、まず現実は無理でしょう。

日本はあなたの税金と国債で飯を食っていますので、そう簡単には逃れられないことを学んで下さい。

私共 CULES INTERNATIONAL スタッフ一同は脱税は絶対反対です。正しい納税こそ節税につながります。シンガポールというタックスヘイブンの国の利用の仕方は、積極的に攻撃的に稼ぐ事につながると私どもは考えております。税金が安いから手残りが多い!!だからもっと効率よく稼ぐ!!そしてやる気も沸いてくるわけです!!

## シンガポール 永住権PR 就労ビザEPの違い

この本を読んでくださっている方は海外に非常に興味があり、いつか必ず永住権を取得して海外に住んでやる！！とエネルギーッシュな方がだと思われます。そこで前述で永住権や就労ビザの話をさせて頂きましたが、実際に永住権PRと就労ビザEPではどこがどのように違うのか?このあたりを少し解析してみたいと思います。

## ◆期間

EP・・・就労ビザですと1年ないし2年

PR・・・5年更新

## ◆雇用先によって発行される

EP・・・仕事を辞めた場合はEPは失効します

PR・・・仕事を辞めた場合でも即失効しない。

## ◆年金義務 (CPF)

EP・・・加入義務なし

PR・・・加入義務あり

## ◆公立学校

EP・・・入学できない

PR・・・入学できる

## ◆保育園

EP・・・補助金が出ない

PR・・・補助金が月300SGD支給される

## ◆保険

EP・・・MEDISAVEという国民保険に加入できない

PR・・・MEDISAVEに加入できる

## ◆公団住宅の購入 ※コンドミニアムの半額ほどです。

EP・・・HDBは購入できない

PR・・・HDBという公団住宅が購入できる

## ◆徴兵制度(ビザ取得者ではなくその次の世代)

EP・・・義務なし

PR・・・義務あり



まず日本とは明らかに違う年金制度について語らせてください。とてもサラリーマンにとってはメリットがあります。

まずサラリーマンには加入義務が感じます。同じく会社役員も加入義務が感じます。そしてこの制度の事?CPFといいます。

下記は参考にしてみて下さい。持家率が世界一な理由が分かりります。

CPF (Central Provident Fund) とは、簡単に言えば、政府が税金を使って国民の福祉に責任を持つ代わりに、国民に貯蓄を強制する仕組みです。CPFの加入者は、毎月の給料から一定額を積み立てることが義務づけられますが、雇用者もまた、加入者のために一定額を拠出しなければなりません。加入者は、積み立てた貯蓄を使って医療費やHDB（公団住宅）の購入費に充てたり、老後の生活資金とすることができます。

加入者のCPF口座には、住宅の購入、CPF保険、投資、教育のために使える「通常口座（Ordinary Account）」、老後資金のための投資を行う「特別口座（Special Account）」、入院費用や一定の医療保険の支払いのための「医療口座（Medisave Account）」の3つがあります。これらの口座に蓄えられた資金には、政府が保証する利息が付きます。2008年度及び2009年度の場合、通常口座の資金には年間2.5%、それ以外の口座の資金には年間4%の利息が付き、さらに、通常口座の残高のうち2万ドル、全ての口座の合計の残高のうち6万ドルまでに関しては、1%の利息が上記の利息に上乗せされます。

CPF取扱い銘柄なら通常口座の中から自由にシンガポール上場銘柄を購入可能

加入者が55歳未満の場合には、通常口座の資金は、特別口座に移転することができます。ただし、その逆の移転はできません。

加入者が55歳に達すると、将来受け取る年金の資金のために、通常口座及び特別口座の中から一定額を退職口座（Retirement Account）という新たな口座に移さなければなりません。両口座の残高が195,000ドルを超える場合に退職口座に移さなければならない金額は、2009年7月からは、117,000ドルとされています。加入者は、退職口座に移した残りの通常口座・特別口座の資金を一定限度まで引き出すことができますが、そのまま口座に維持して利息を得ることもできます。



加入者は、一定の年齢になれば毎年年金のような形で給付を受けることができますが、これは自分が蓄えた資金に利息が付いたものであり、それ以上の給付を受けられるわけではありません。

加入者が仕事をして得る給与からCPFへ積み立てる割合は、加入者の職業（私企業か公務員など）と年齢により異なりますが、加入者が私企業の従業員である場合には、加入者が50歳になるまでは、加入者は給与の20%を毎月積み立て、雇用者は加入者の給与の14.5%相当を毎月拠出することになります。給与に対するCPFの積立て割合は、50歳以降は年齢が上がるにつれ減少していきます。例えば、加入者が65歳を超えて働いている場合には、積立て割合は加入者が給与の5%、雇用者が5%となります。

なお、シンガポールのPRになって1年目はCPFの積立て率は低く抑えられており、2年目には若干増加し、3年目以降は通常の積立て率となるようになっています。

加入者と雇用者が拠出するCPF積立金は、通常口座、特別口座、医療口座に自動的に割り振られ、蓄えられます。その内訳は年齢により異なり、例えば加入者が35歳以下の場合には、通常口座に66.67%、特別口座に14.49%、医療口座に18.84%が振り分けられます。通常口座、特別口座に振り分けられる割合は加入者の年齢と共に低下し、55歳以降では特別口座への振り分けはゼロになりますが、逆に医療口座への振り分け割合は年齢と共に増加するようになっています。例えば、加入者が65歳を超えると、普通口座に10%、医療口座に90%が振り分けられます。

加入者がPRを返上して日本に帰国する場合、蓄えられたCPFの資金は、全額引き出すことができます。ただし、再びシンガポールに来て改めてPRを取得する場合、前回引き出したCPFの資金を全額自分のCPF口座に戻す必要があります（Employment Passで再来星する場合には戻す必要はありません）。 AsiaXより

どうですか?日本では全く考えられない年金制度。日本の場合は年金がどこかに消えてしまうのですから、シンガポールとは比べものになりません。そして政府は2.5%~4%の金利を付けてくれる。CPF銘柄であれば株式も購入が可能で8%以上の利回りも狙える。国が変わればこんなにも制度が違うのですね。



**PR**

を取得していると子供をローカルの学校に入学させることが可能。民間の学校は高いです。

また民間の保育園は月額600～1200SGD。

公立保育園は400SGD程度でさらに補助金として月300SGD支給されるので実質負担100ドル。

HDBの購入ができる。シンガポールのコンドミニアム価格の半分程度で購入できます。これは魅力です。

勿論その資金は年金といわれるCPFから引き出せます。

HDBいわゆる公団は高級コンドのような派手さはないが外見などは別にかわりません。

**MEDISAVE・・・国民健康保険**

小さな医院にかかる場合はPR、EPでも40SGDから60SGDで診察可能ですが、大きな病院になりますと、EPは保険が効かないで非常に割高になります。EPの方は民間の保険会社の保険を適用しています。PRの場合は保険が効いていますのでローコストで済みます。また日本のように別途保険料の徴収はありません。CPRから差し引かれます。

PR所持者は保険が付きますので大きな病院にかかるときは欠かせません。



永住権について個別相談賜ります！

CULES INTERNATIONAL PET LTD. ではシンガポールに拠点を置きに永住権や法人設立のコンシェルジュをしています。日本にもスタッフを配備しておりますので、個別相談ご希望の方は、ご一報下さい。一度メールで相談内容をご確認させて頂き、日本スタッフをご自宅まで伺わせます。

あなたの未来をより良く快適！  
Life design by my self

※ご注意

このE-BOOKでMAS金融スキームにより永住権が取得できると記載させて頂きましたが、政府の発表でこのスキームによる永住権取得が廃止されます。MAS永住権取得スキームは近々までに存在した方法として参考にして下さい。新しい永住権の取得方法は別途ございますので個別にご相談ください。

2012年4月13日

メールでのお問い合わせはこちらへどうぞ。  
[info@singaportal.net](mailto:info@singaportal.net)



CULES INTERNATIONAL PTE LTD.